

熊本西環状道路（池上工区）開通記念イベント及び開通式典企画・運營業務委託  
プロポーザル実施要領（公募型プロポーザル方式）

標記の業務委託について、公募型プロポーザル方式の手続きを実施するため、次のとおり、参加者を募集します。

## 1 業務概要

### (1) 業務委託名

熊本西環状道路（池上工区）開通記念イベント及び開通式典企画・運營業務委託

### (2) 目的及び概要

熊本西環状道路（池上工区）の完成（令和7年秋 開通予定）を記念して実施を予定している下記の開通記念イベント及び開通式典を行う業務である。

#### 1) 開通記念イベント

記念イベントの企画や設営、運営を行う業務。

#### 2) 開通式典

開通式典の企画や設営、運営を行う業務。

※詳細は基本仕様書を参照のこと。

### (3) 履行場所

1) 熊本西環状道路上（熊本市西区池上町～西区花園7丁目） 別紙1参照

2) 池上小学校及び池上熊本駅 IC 付近（熊本市西区池上町） 別紙1参照

### (4) 履行期間

契約締結日から令和7年（2025年）11月28日まで

### (5) 提案上限額 13,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案内容に関わらず、この上限額を越える提案は無効とする。

## 2 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所本庁舎13階

熊本市都市建設局土木部 道路計画課

電話096-328-2484（直通）

メールアドレス [dourokeikaku@city.kumamoto.lg.jp](mailto:dourokeikaku@city.kumamoto.lg.jp)

## 3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731

- 号) 第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種として、第1分類「祭事関係業務」及び第2分類「企画・運営業務」での登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件公募型プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市内に本店又は営業所等を有する者であること。
- (10) 国又は地方公共団体から直接受注した業務として、平成27年度(2015年度)以降に履行が完了した、記念イベント運営業務委託の実績を有すること。
- (11) 本件プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書(様式第1号)を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。本件公募型プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(1)、(5)の要件を全て満たす者であること。

#### 4 申請手続等

- (1) 参加表明書、仕様書等の交付期間及び方法

令和7年(2025年)6月20日(金)から令和7年(2025年)7月3日(木)まで

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する(担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)。郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページでは、その

運用時間内にダウンロードできる。

(2) 参加手続き等

本件プロポーザルの参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無は市長の確認を受けなければならない。提出方法等は、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 参加表明書（様式第1号）

(イ) 参加資格審査調書（様式第2号）

(ウ) プロポーザル参加者の同種業務の実績書（様式第3号）

（同種業務の実績は、参加表明書等提出日までに履行が完了したものに限る。）

(エ) 同種業務の実績を証する契約書の写し（必須）

なお、これだけでは同種業務の実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料（図面、仕様書等の設計図書又は発注者の証明等）で併せて補完すること。

イ 提出期限

令和7年（2025年）7月3日（木）午後5時まで

郵送する場合は、令和7年（2025年）7月3日（木）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市都市建設局土木部道路計画課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

オ 留意事項

(ア) 様式は、参加表明書等提出日時点で記載すること。

(イ) ア(エ)の書面が添付されていない場合は、その許可、実績又は資格を有しているとは認めない。

また、ア(エ)により提出された書類では、同種業務の実績を有することが判断で

きない場合も実績を有しているとは認めない。

- (ウ) 事業協同組合として本件プロポーザルに参加する場合は、参加資格審査調書（様式第2号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載してもよいこととする。この場合に、うち1組合員でも3(11)に規定された要件を満たさない場合は参加資格がないと認める。

## 5 参加資格者への決定及び通知

- (1) 参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）は、書面により通知する。
- (2) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 6 説明会

現地説明会を令和7年(2025年)6月27日(金)14時から1時間程度実施予定。集合場所等は、別途通知予定。

説明会への参加を希望する者は、令和7年(2025年)6月26日(木)12時までに「2 担当部局」へ電子メールで事前に連絡を行い、希望を申し出ること。メール送信後は、着信の確認を行うこと。希望の申し出に際しては、参加する者の氏名、連絡先を明記すること。

## 7 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

### ア 提出方法

書面（様式第7号）により持参、電子メールにて提出すること。ただし、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

### イ 提出期間

令和7年(2025年)6月20日(金)から令和7年(2025年)7月3日(木)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

### ウ 提出先

2の担当部局

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和7年（2025年）7月7日（月）までに開始し、令和7年（2025年）7月16日（水）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

8 プロポーザルに参加する者が1者である場合の措置

プロポーザルに参加する者が1者であっても、業務スケジュールの都合上、再公告は行わず、1者によるプロポーザルを実施する。なお、参加者が1者であっても審査において基準点に達しない場合は採択しない。

9 提案書等の提出

5(1)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、提案書等を提出するものとする。

(1) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

(2) 提出先

ア 持参の場合

2の担当部局

イ 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市都市建設局土木部道路計画課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「提案書在中」を明記すること。

(3) 提出期限

令和7年（2025年）7月16日（水）午後5時まで

郵送する場合は、令和7年（2025年）7月16日（水）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

(4) 提出資料

ア 企画提案書提出書（様式第4号）

イ 企画提案書表紙（様式第5号）

ウ 企画提案書（様式は任意）※15ページ以内

エ 業務実施体制書（様式第6の1号、第6の2号）

資格を記載する場合は、資格を証する資格証の写しを添付すること。

オ 見積書（様式は任意）

それぞれの内訳が分かるよう、項目ごとに積算すること。

(5) 提出資料等の仕様

- ア 提案書等はA4サイズの片面とする。また、図面等A4サイズより大きな書類がある場合はA4サイズに折り込むこと。
- イ 見積書には、熊本市への契約権限受任者印を押印すること。なお、業務項目ごとの内訳を記載すること。
- ウ (4)イからエについては、各10部（正本1部、副本9部）提出することとし、正本にのみ社名を記載し、副本は添付書類を含め、社名及び社名を類推できる表現・ロゴ等は外すこと。業務実績についても社名が分かるような表現は行わないこと。
- エ 企画提案書等の内容を記録したCD-R（またはDVD-R）を添付すること。

10 提案書等のヒアリングの実施

(1) 実施日時

令和7年（2025年）7月22日（火）

(2) 実施場所

熊本市役所 本庁舎 会議室を想定しているが、詳細な場所・時間等は、別途通知するもの。

(3) 実施方法 対面による質疑応答形式

提案者1者につき30分程度（最初の20分間で提案者による説明、その後選考委員による質疑）を予定。

(4) ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(5) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、このプロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度市長が指示した日時にヒアリングを行うものとし、プロポーザル手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、このプロポーザル参加者のヒアリング実施項目は、全て0点として取り扱うものとする。

11 審査の方法等

(1) 審査の主体

「熊本西環状道路（池上工区）開通記念イベント及び開通式典企画・運営業務委託契約候補者選定委員会設置要綱」に基づき「熊本西環状道路（池上工区）開通記念イベント及び開通式典企画・運営業務委託契約候補者選定委員会」にて行う。

(2) 審査の基準

別紙4「熊本西環状道路（池上工区）開通記念イベント及び開通式典企画・運

営業務委託（公募型プロポーザル方式）選定基準」によるものとする。

(3) 審査の方法

ア 選定委員会の各委員が各提案についてそれぞれ審査を行う。

イ 審査方法は、評価項目毎の点数の合計点数を競う「技術提案（プロポーザル）方式」とする。

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、書面により通知する。

1.2 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、担当課での閲覧及び熊本市ホームページにより次の事項を公表するものとする。

(1) 提案者の商号又は名称（ただし、提案者が2者であった場合は、契約候補者の商号又は名称のみ表示）

(2) 提案者（契約候補者のみ商号又は名称を表示）の評価点

1.3 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

(1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して契約候補者として選定されなかった理由について書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1.4 契約

(1) 契約候補者と技術提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合に、委託金額の範囲内で契約を締結するものとする。なお、契約に際しては、仕様書、技術提案書等の内容を一部変更する場合がある。

(2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても1.4(1)と同様とする。

(3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の範囲内で市と契約を締結するものとする。

1.5 その他の留意事項

(1) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額（単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合は、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

### (3) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

### (4) 参加表明書等に関する事項

ア 提出期限までに参加表明書等及び提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。

イ 参加表明書等及び提案書等の作成及び提出（並びにヒアリング）に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加表明書等及び提案書等は、返却しない。なお、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）の規定により、開示する場合がある。

エ 提出された参加表明書等及び提案書等は、参加資格の確認及び提案内容の評価以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、この参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

キ 提案書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合は、この提案書等を無効とし、契約候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格がないと認

めた理由について書面により説明を求めることができる。

- (6) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (7) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。
- (8) 企画提案時に提出された概算見積額は、本業務の参考業務規模以内で業務を実施可能であるかを判断するためのものであり、契約金額とは異なる。
- (9) 成果品の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。

#### 1.6 業者募集等のスケジュール

実施公告	令和7年(2025年)6月20日(金)
現地説明会	令和7年(2025年)6月27日(金)
参加表明書等の提出期限	令和7年(2025年)7月3日(木) 午後5時まで
質問書の提出期限	令和7年(2025年)7月3日(木) 午後5時まで
質問書の回答公表	令和7年(2025年)7月7日(月)までに開始
企画提案書提出期限 (関係書類の配布終了)	令和7年(2025年)7月16日(水) 午後5時まで
ヒアリング審査(予定)	令和7年(2025年)7月22日(火)
選定結果通知発送日(予定)	令和7年(2025年)7月24日(木)
契約締結(予定)	令和7年(2025年)7月下旬